

「特定関係法人」処分制度導入へ 改正特商法で



千原 曜氏
全国直販流通協会顧問
弁護士

2016年の特定商取引法改正では、「業務禁止命令」制度が設けられました。業務禁止命令は、業務停止命令があった際、違反のあった会社だけではなく、役員やオーナー等、会社の業務と密接に関連する「個人」も処分されるというものです。現在では、会社の行政処分には、この関係者個人への業務禁止命令もセットでなされる、という運用が定着しています。

そして、22年6月に施行する改正特商法では、今度は「特定関係法人」処分制度を導入することが発表されました。

これは、業務禁止命令の範囲を、さらに「その支配する会社」にまで広げるものです。

以下は、あくまで一例としてお考えください。

※ ※ ※

消費者庁の立入調査を受けた寝具の訪問販売を行うA社の代表取締役兼オーナー

Bは、立入調査を受けた場合、これまでの例だと長期の業務停止処分は避けられないこと、またB個人にも業務禁止命令が出されることを悟りました。

営業をストップするわけにはいかないので、その段階で、寝具訪問事業を自

分が有する別会社Cにシフトすることを計画。すぐに販売員を全てC社に移し、C社で今までどおり寝具の訪問販売を続けました。

果たして、A社は1年6か月もの長期の業務停止処分を、Bオーナー自身も業務禁止命令を受けました。

しかし、その段階で、A社の営業は全てC社にシフトしていたため、問題の寝具訪問事業は、同じ商品、同じ販売員のもとに、そのまま継続することができました。Bオーナー自身は経済的にダメージを受けず、引き続き消費者被害も続いています。

Bオーナーは周囲に対して「消費者庁の処分なんか大したことがない。俺はうまくやった」などと、どや顔です。

※ ※ ※

こんな事がまかり通ったら、消費者庁などの行政だけではなく、これを知った多くの人が憤慨するに違いありません。しかし、実際に、このような抜け道が存在した現実があります。

これまでの個人に対する業務禁止命令は、行政処分後に新たに会社を設立して、同種の営業を行うことを禁止するものなので、上の例のような形で潜脱するのは容易でした。

今回の特定関係法人の処分は、さらにそのような抜け道をふさごうとするものだと思います。

今回の特定関係法人処分の改正法について、業界関係者からは、「行政処分を受けた企業サイドに対して、過度の規制、ダメージを与えるものだ」と批判する声が聞かれます。

確かにそのような側面はあると思います。ただ私はむしろ賛成です。

私のところに相談に来られる、企業の

関係者は「特商法や薬機法、景表法などをどうやって守るか。どうすれば消費者被害を防げるか」ということに関心があるのが通常です。

しかし、たまに、「どうやって特商法を潜脱するか」という点だけに関心を持ち、消費者を“食い物”としか考えないような企業関係者もいます。

こういう会社の相談はとても厄介で、プランAを持ってきて、私がそれは法律違反だと言うと、さらにプランA2を持ってきて、私がさらにそれも法律違反だと言う。するとさらにプランA3を持ってくるという形で、キリがありません。

こういう経営者は、「法律を正面から守る」という発想が無く、どうやって法律をうまく回避して、できるだけうけられるか、ということだけに関心があります。

もとより消費者被害など知ったことではなく、その考え方は、ずっと被害が絶えない振り込み詐欺を行う人達とも似ているものだと感じます。

これまでの①最大2年の業務停止処分②関係者個人に対する業務禁止命令、という処分の拡大、そして今回の③特定関係法人への処分の拡大、という一連の法改正の流れをみるに、「法律を守り、消費者被害を防ぐ」ことに全く価値を感じない、悪質な経営者を、何とか業界から「退場させたい」というものだと感じます。

私も、そういう経営者が業界から駆逐されることは、むしろ業界全体にとって好ましいことだと思いますが、皆様は、どのようにお考えになられるでしょうか。いずれにせよ改正法が施行された後の行政処分において、特定関係法人処分制度がどのように運用されるかは、注目に値すると思います。